

## 規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

埼玉県公安委員会委員長 塩 川 修

埼玉県公安委員会規則第5号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

410 一般国道254号	比企郡小川町大字上横田字遠西962番1から 東松山市大字新郷386番3まで
411 一般国道463号	入間市小谷田一丁目1025番1から 入間市大字上藤沢字神明623番5まで
412 県道熊谷小川秩父線	熊谷市万吉字前原2344番1から 熊谷市塩字西原260番6まで
413 県道熊谷小川秩父線	比企郡嵐山町大字古里字駒込142番1から 比企郡小川町大字上横田字遠西958番1まで
414 県道上尾久喜線	北足立郡伊奈町寿三丁目1番地から 北足立郡伊奈町大字羽貫字平谷1221番1まで
415 県道上尾久喜線	蓮田市大字井沼838番1から 蓮田市大字根金1016番1まで
416 県道上野さいたま線	さいたま市西区大字清河寺1232番5から さいたま市西区大字中釘2170番4まで
417 県道中新田入間川線	狭山市大字青柳字苗間150番1から 狭山市大字青柳字東馬知屋敷472番1まで
418 さいたま市道26号線	さいたま市西区内野本郷1059番5から さいたま市西区大字清河寺1232番5まで

## 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。